

大府市議会議長

松 下 浩 殿

大府市議会議員定数検討協議会

会 長 大 山 尚 雄

報 告 書

平成15年3月

大府市議会 議員定数検討協議会

1. はじめに

わが国の地方自治制度は、幾多の変遷を重ねてきたが、平成 12 年に地方分権一括法が施行されたことにより、地方議会においては組織の自己決定権を尊重し、議会の活性化及び公開を図って、開かれた新しい議会運営や議会組織を構築することが強く求められている。

そのため、議会の質の向上と議員定数について調査検討するべく、会派代表者会議での調整を受け、平成 15 年 2 月 14 日に 8 人の会員をもって構成する「議員定数検討協議会」が設置された。

以来、県下各市の状況等を参考として、当市議会の質の向上の問題や議員定数はどうあるべきかについて、5 回の協議会を開催し、慎重に調査研究を進めてきた。ここにその経過と結果について報告する。

2. 協議会の開催状況

第 1 回 平成 15 年 2 月 14 日

- ①会長、副会長の選出について
- ②今後の日程について

第 2 回 平成 15 年 2 月 20 日

- ①分権時代における議会の活性化について
- ②議員定数のあり方について

第 3 回 平成 15 年 2 月 27 日

- ①議員定数と議会費の関係について
- ②大府市議会の議員定数について

第 4 回 平成 15 年 3 月 6 日

- ①大府市議会の議員定数について

第 5 回 平成 15 年 3 月 11 日

- ①報告書のまとめ

3. まとめ

当市議会の議員定数は、平成 3 年 3 月に 30 人から 28 人へ、平成 10 年 9 月には 26 人へと、大府市議会の定数を減少する条例を施行し、さらに平成 14 年 6 月には、地方自治法の改正により大府市議会の議員の定数を定める条例を制定し 26 人とした。この間、当市議会は常に市勢の発展と市民生活の向上にむけて鋭意努力してきた。

しかし、最近のわが国の経済を取巻く環境は、度重なる経済政策にもかかわらず、雇用情勢は厳しさを増し、個人消費の回復も見られないこと等から、今後における地方自治体の行財政運営は非常に厳しい状態である。

また、平成 12 年施行の地方分権一括法により、地方分権の推進が図られ、国と地方とが対等・協力の関係になり、新しい行政システムを構築するため、地方行政の整備が行われてきた。その中で、地方議会の役割はますます増大し、地域の実情や住民の目線に立ち、自主・自立性を高め特色ある地域づくりの実現のため、開かれた新しい議会運営や議会組織の構築が求められている。

当協議会は、分権時代における議会運営のあり方や、県内 31 市の議員定数の現状等を参考に議論を重ねた結果、地方分権による議会の役割と責任の明確化が求められていることから、議員も自らが議会の在り方を示すべきであるとして、多くの意見が出された。

議会の質の向上に対する議論の中では、組織のあり方を含め、議員の資質を高めるための考え方や、議会の活性化方策の対応、情報の公開、選挙直前での定数の見直しなど数多くの意見が出された。

定数に対する議論の中では、税収が厳しいなか、議会費の節減に努めること及び、近隣市の人口規模等の比較から、現在の定数 26 人から 4 人減少して 22 人とすべきであるとの意見が 4 人で多数を占めた。また、2 人減して 24 人とする意見が 3 人、議会としての行政監視機能を維持していくために、現状維持とする意見も出された。

以上が当協議会の調査検討結果であるが、最近の経済状況は低迷が続けていて、市民の市政に寄せる期待は大きく、行政には限られた財源で行政需要に的確に対応し、より効率的な運営が望まれている。

当市議会としても更に知恵をしぼり、市民に理解の得られる開かれた新しい議会運営を行う上でも、議員定数の削減のみにとどまらず、議会の情報公開を一層推進し、説明責任を果たす努力を行ってゆくことを申し添え報告の結びとする。

議員定数検討協議会

(平成15年2月14日 ～ 平成15年3月11日)

会 長	大山 尚雄
副 会 長	斉藤 昌彦
委 員	上西 正雄
委 員	近藤 守彦
委 員	山口 広文
委 員	深谷 直史
委 員	金田 隆子
委 員	坂野 弘孝

※正副会長の他は議席番号順